

ID: 442

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>認可地縁団体印鑑の登録</p>
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則 第4条</p>
<p><b>例規番号</b></p>	<p>令和4年規則第49号</p>
<p><b>【根拠条文】</b>                  (登録)                  第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から前条第1項の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文、第2条及び第5条の規定による。                  (登録資格)                  第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げるものとする(以下、登録資格を有する者を「代表者等」という。)。ただし、認可地縁団体に第2号から第5号までの者が選任されている場合には、第1号に掲げる者は認可地縁団体印鑑の登録を受けることはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認可地縁団体の代表者</li> <li>(2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号に規定する職務代行者</li> <li>(3) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者</li> <li>(4) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人</li> <li>(5) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人</li> </ol> <p>(登録印鑑)                  第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1の認可地縁団体につき1個とする。</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</li> <li>(2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの</li> <li>(3) 印影を鮮明に表しにくいもの</li> <li>(4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの</li> </ol>	
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>10日</p>
<p><b>備考</b></p>	

設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 443

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

<b>処分の概要</b>	認可地縁団体印鑑登録の抹消		
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則 第9条第2項		
<b>例規番号</b>	令和4年規則第49号		
<b>【根拠条文】</b>			
(認可地縁団体印鑑登録の抹消)			
第9条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。ただし、第3号又は第4号の事由による登録の抹消については当該印鑑登録を受けている者に通知するものとする。			
(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合			
(2) 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合			
(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合			
(4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合			
2 市長は、前条の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消する。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文及び第8条の規定による。			
(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)			
第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第3号)により市長に対して自らその旨を申請しなければならない。この場合において、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書には登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。			
2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。この場合において、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を添付するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	10日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日

ID: 444

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
例規名 根拠条項	芦屋市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則 第10条第2項		
例規番号	令和4年規則第49号		
<b>【根拠条文】</b> (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請等) 第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第4号)により、自ら市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第5号)を交付する。 3 前項の証明書の交付に関する手数料は、芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の定めるところによるものとする。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 168

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第5条(第12条第3項において準用する場合を含む。)
<b>例規番号</b>	昭和40年条例第14号
<b>【根拠条文】</b> (使用許可) 第5条 集会所を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利行為を目的とするとき。 (4) その他管理上支障があるとき。  (管理の代行等) 第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、集会所の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 集会所の使用の許可に関する業務 (2) 集会所の運営に関する業務 (3) 集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務 3 第3条第3項、第5条、第7条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第3条第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)及び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。	
<b>【基準】</b> 根拠条文及び第4条の規定による。 (使用者の対象) 第4条 集会所を使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 本市住民 (2) 本市内に事務所又は事業所を有する者 (3) その他市長が認める者	

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 171

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	昭和40年条例第14号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。 (1) 全額免除とする場合 ア 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 イ 地域住民で組織した公共的団体のうち、市長が指定した団体(以下「集会所指定団体」という。)が地域活動を目的とした行事に使用するとき。 ウ 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 30パーセントを減額する場合 ア 芦屋市が共催する行事に使用するとき。 イ 市民会館指定団体が公共目的のため使用するとき。 ウ 社会教育関係登録団体が社会教育に関する事業のために使用するとき。 エ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のために使用するとき。 オ 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、同項第2号イ、ウ又はエにあつては、使用者は、管理者の求めに応じ、同号イ、ウ又はエに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 172

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第11条ただし書		
例規番号	昭和40年条例第14号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の返還) 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 天災地変等使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 公益上又は市の都合によつて使用許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 173

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第5条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)
<b>例 規 番 号</b>	平成21年条例第34号

**【根拠条文】**

(使用の許可)

第5条 活動センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(管理の代行等)

第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 活動センターの使用の許可に関する業務
- (2) 活動センターの運営に関する業務
- (3) 活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 第3条に掲げる事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

**【基準】**

根拠条文、第5条の2及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定による。

(使用の制限)

第5条の2 市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利行為を目的とするとき。
- (4) 活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可等)

第3条 条例第5条の規定による使用の許可は、使用の申請を受け付けた順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとする。

2 市長は、使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。

3 活動センターを使用するときは、使用許可書を係員に提示しなければならない。

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 177

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の減免</p>
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項</p>
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成21年条例第34号</p>
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料等の減免)                  第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。                  2 前項の規定は、前条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。                  (使用料の減免)                  第5条 条例第10条の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。                  (1) 使用料を全額免除する場合                  ア 芦屋市が主催又は共催し、市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。                  イ 国又は地方公共団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。                  ウ その他市長が特に必要と認めたとき。                  (2) 使用料の3割の額を免除する場合                  ア あしや市民活動センター登録団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。                  イ 男女共同参画センター登録団体が男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用するとき。                  2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。                  3 第1項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請時に、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。ただし、第2条第2項に定める方法により、使用許可の申請をしたものについては、この限りでない。</p>	
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>14日</p>
<p><b>備考</b></p>	

設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日
-------	-----------	---------	----------

ID: 178

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項 ただし書		
例規番号	平成21年条例第34号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の返還) 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第9条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由により使用することができないとき。 イ 公益上又は市の都合により使用許可を取り消したとき。 (2) 使用料の5割に相当する額を還付する場合 使用者が使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 179

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	登録団体の承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条の4第1項		
例規番号	平成22年規則第4号		
<b>【根拠条文】</b> (あしや市民活動センター登録団体の承認) 第5条の4 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、登録を承認する場合は、あしや市民活動センター登録団体承認通知書を、登録を承認しない場合は、あしや市民活動センター登録団体不承認通知書を交付する。 2 前項の規定による登録の承認を開始する日は、次のとおりとする。 (1) 前条第1項第1号の期間に申請した場合は、申請した年の10月1日とする。 (2) 前条第1項第2号の期間に申請した場合は、申請した翌年の4月1日とする。 3 前条の登録の有効期間は、次の基準年の9月30日までとする。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び第5条の2の規定による。 (あしや市民活動センター登録団体) 第5条の2 第2条第3項第1号及び前条第1項第2号アの「あしや市民活動センター登録団体」とは、市民参画及び協働を推進するため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当し、市長の承認を受けたものをいう。 (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。 (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わない団体であること。 (3) 組織的かつ計画的に活動しており、将来も継続できる団体であること。 (4) 5人以上で構成される団体であること。 (5) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。 (6) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日